

令和 6 年 9 月

大 東 市 議 会

定 例 月 議 会 議 案

( 当 初 追 加 )

提 出

令和 6 年 9 月 2 日



議案第74号

大東市国民健康保険条例の一部を改正する条例について

大東市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和6年9月2日提出

大東市長 逢坂 伸子

理 由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年法律第48号）の一部が施行されること等に伴い、所要の改正を行うため。

# 大東市国民健康保険条例の一部を改正する条例（案）

令和 年 月 日  
条 例 第 号

大東市国民健康保険条例（令和4年条例第18号）の一部を次のように改正する。

第38条第1項中「期間」の次に「(ただし、急患等として保険医療機関又は保険薬局を受診した被保険者に係る保険料の納付については、1年を限度として資力の活用が可能となるまでの期間)」を加える。

第44条中「第9項」を「第5項」に、「若しくは虚偽」を「又は虚偽」に改め、「又は同条第3項若しくは第4項の規定により被保険者証の返還を求められてこれに応じない場合」を削る。

## 附 則

### （施行期日）

- 1 この条例は、令和6年12月2日から施行する。

### （経過措置）

- 2 この条例による改正後の第38条の規定は、令和6年度分の保険料のうち保険料の納期限がこの条例の施行の日以後に到来するもの及び令和7年度以後の保険料について適用し、令和6年度分のうち保険料の納期限が同日前に到来するもの及び令和5年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行の日前にした行為及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（令和6年政令第260号）第9条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの条例の施行の日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。



印刷物番号

6 - 4 2